

平成 22 年 1 月 20 日

公認会計士制度改革についての提言

学校法人高橋学園
専門学校東京 CPA 会計学院
理事長 公認会計士 高橋幸夫
理事 公認会計士 高橋淳二

公認会計士試験の受験指導校は全国に数えるほどしかない中で、当学園は草分け的存在である。当学園は規模を徒に大きくせず、受講生を高い水準へと養成するため、日々指導方法の開発努力をしている。例え世間で黒子として扱われたとしても、詰め込み教育ではない本物の公認会計士を社会に送り続けることが当学園の使命であると信じている。

～ 提言の要旨 ～

Ⅰ. 大卒要件について

大学全入時代と言われる一方で、貧富の格差が広がり、経済的事情で大学・短大・専門学校へ進学できない学生も増加している。すべての国民が等しく公認会計士という職業専門家を志すことができるよう「機会の平等」を守ることは国家の責任である。

ろくに勉強しない者でも取れてしまう日本の大学学位ないし単位が存在するにも関わらず、それを受験前の要件にすることに合理性は認められない。むしろ、現状の公認会計士の大半を占める大学出身者にとっても、実際には大学在学中の早い時期に受験できる環境（普通の新卒採用へ方針転換できる状況）があるからこそ、難関な国家資格に挑戦するのであって、卒業後や規定単位取得後にしか受験できない制度となれば、おそらく公認会計士業界は多くの優秀な人材を逸することになる。

Ⅱ. 合格者の一般企業等へ就職が広がらないことについて

現状では、残念ながら一般企業等が求める人材像と公認会計士試験合格者との間に大きなギャップが存在している。能力と待遇とのある程度の均衡が生じない限り労働市場は成立しないのであるから、人材の学識能力は高ければ高いほど企業にとって都合がいいという単純な考えはできない。また、現実問題として難関な公認会計士試験に合格したとしても、無駄に高い水準の知識を有しているだけで、実務に対応できる能力が養われているわけではないため、一般企業にとってそれほど魅力のあるものではない。

Ⅲ. 資格制度の見直しについて

各種問題を抜本的に改善する策として、資格制度を大きく修正することが不可欠であると考え。しかし、試験の難度を高めたり、受験要件を厳しくして、“合格者数”だけを絞り、就職環境の調整を図ろうという考えは、余りに浅はかで後ろ向きであり、せっかく増えてきた公認会計士志望者を無為に捨て去るだけでなく、日本国の会計教育レベルを間違いなく後退させることになる。

見直しには各種アプローチが存在するが、我々は短答式試験合格者に一定の資格を付与するという「中間的資格の創設案」が現実的解決策として最も有力であると考え。

I. 大卒要件について

1. 学歴や規定単位による受験要件の懸念

- ・ 少なくとも大学卒業や大学等の会計に関する単位取得を受験要件に据えるのは完全に間違いである。公認会計士を目指す大多数の大学生は在学中早期に受験できるからこそ挑戦する（仮に諦めても普通の新卒採用に向かうことができる）。大学卒業後や規定単位取得後にしか受験できないようにした場合は、大学在学中の挑戦機会を奪い、確実に優秀な人材を逸することとなる。
- ・ 受験要件に大卒等または一定年齢を規定することは、合格者の平均年齢を上昇させ、より一般企業の就業を難しくすることになり未就職問題を悪化させる可能性が高い。
- ・ 若年合格者を是正する目的で大卒受験要件を設置しても、過去に大学進学ができなかった社会人も多数目指している訳で、彼らの受験の機会も奪うこととなる。

2. 学歴による資格登録要件の懸念

- ・ 大卒を資格登録要件とすることについても、恵まれた家庭環境にない者が努力して公認会計士になる道を閉ざす可能性もあるため、安易に規制を設置することは危険である。
- ・ 日本では短期大学と専門学校も文部科学省が認める高等教育機関であり、それらを卒業した者についても配慮することが不可欠である。大学等の会計に関する単位がどうしても必要ということであれば、試験合格後の実務補習期間において、聴講制度等を設けるなど、単位取得ができるような仕組みが望ましいと考える。

3. その他

- ・ 20歳未満の合格者は全体の僅か0.5%しかいない。これが平成15年改革失敗の象徴として扱われることは不自然極まりない。
- ・ 専門学校卒は受験願書上「高卒」として扱われている。本当に高卒だけの合格者がどれだけいるのかしっかり集計して欲しい。
- ・ IFAC 国際教育基準においても「資格取得前の専門教育期間」は大卒に限定されていない。「会計学の学位または職業専門家の資格」とあり、短期大学又は専門学校の卒業生は後者に該当すると思われる。
- ・ 確かにアカデミックな要素も職業専門家として求められるところであるので、合格後の実務補習過程において、大学ないし会計専門職大学院の講義を聴講させるような仕組みが望ましいと考える。特に、業務上のコミュニケーション能力の育成には座学だけでなく、ゼミ研究やグループディスカッションが有効であるため、試験合格後の実務補習期間において、大学等の機関との連携を図る意義があると考えられる。

Ⅱ. 合格者の一般企業等への就職が広がらない原因

1. 産業界が求める人材と試験合格者のギャップ

- ・ 現在の公認会計士試験は企業監査の専門家のための試験であり、一般企業の構成員として必要な分野をオーバーしている。また、実務で必要とされる実践経験がないため、即戦力としては使い物にならない。
- ・ 日本では経理財務業務は機密情報とお金を扱う職種であるからこそ、会社に対して忠節を尽くし、容易に離職しない者を求めるのが通常である。必然的に若い者を採用して育てることを志向するため、高い資格・キャリアを有して転職や独立開業をしてしまいそうな者はむしろ敬遠されるという実情がある。
- ・ 日本企業の就職文化はやはり新卒採用中心である。4月の新入社員は1年以上前から就職活動を行って勝ち残った者である。11月に公認会計士合格者となっても、タイミングからして翌4月の新入社員になれるはずがない。
- ・ 日本企業でもキャリア中途採用はあるが、机上の学問だけの試験合格者は実務経験がないので実質的にキャリアとしては扱われない。

2. 受験生はどんな思考様式で受験を決めるのか

- ・ 現在は大企業であっても破綻したり、自分がリストラにあう可能性も高くなってしまったため、人生を上手に生きていくための強力な武器として、一生物の価値ある国家資格をもっておきたいという考えの者が多い。最初から「監査証明」に社会的使命を抱いて勉強を始める者は少数派である。
- ・ そもそも会社員になって組織の一員として収まっていきたい者や、一般の企業でうまくやっていく自信がない者が、個人の能力が中心となる専門的職業を志向して選ぶ傾向が強い。

3. 苦勞に報われない合格者たち

- ・ かつてに比べ合格しやすくなったとはいえ、一般的な合格者は「2～3年間死に物狂いで勉強した成果」である。しかも、学生においては、楽しい学生生活を満喫する権利も犠牲にしている。そのような苦勞をしたにも関わらず、一般企業に就職した場合、格別の待遇を得られるわけではなく、せいぜい資格手当が少し得られるだけである。こんな苦勞をせず普通に就職した者の方が入社年次も早く、社内では先輩となり、おそらく出世にも有利なのが現状である。
- ・ 監査法人等へ就職した者は高い給料がもらえハッピーであるが、就職できなければアンハッピーとなり、その落差が大きい。数年就職浪人してでも、なんとか監査法人等への就職を目指す者がいるのも理解できる。こういう状況では、例え一旦は一般企業等に就職しても、監査法人等への転職を虎視眈々と狙い続けるのではないかと推測される。

Ⅲ. 資格制度の見直しについて

1. 考えられる3つのアプローチ

- ① 中間的資格(下位資格)の創設⇒ex) 公認会計士に準じる資格の創設 添付¹参照
- ② 上位資格の創設⇒ex) 監査を担う上級公認会計士を限定する
- ③ 別資格の創設⇒ex) 一般企業等の求める会計能力を測る新資格を創設

2. メリット・デメリットの比較

- ① 中間的資格(下位資格)案 公認会計士：抑制 中間的資格者：増加 【有力案として推奨】

会計全般について広い見識を有し、旧会計士補のように公認会計士の補助もできる専門家の資格を創設し普及させる。合格水準は短答式合格レベルを若干容易化したもの想定し、出題範囲は企業監査だけでなく一般企業にも必要な企業会計財務を中心に据えたものとする。

メリット

- ・ 一般企業等にとって現在の合格者が監査業務に偏り、オーバースペックである弊害(能力のミスマッチ)について、中間的資格者は是正することができる。
- ・ 短答式試験の合格は大きな苦勞ではなく、高待遇を求めないので一般企業との採用条件ギャップの解消に繋がる(中間的資格者は独立開業できないため企業が採用するときの安心要素にもなる)。
- ・ 監査業界に就職できるかどうかも含めて、論文式合格を目指すかどうかは自己責任となる。
- ・ 短答式試験の合格で終えたとしても“相応に”幸せになれるよう工夫することによって、中間的資格者として「つぶし」が効くため受験生にとってキャリア選択の機会が増え、資格試験の魅力を増すことができる。結果、会計を志す者を増やし日本の会計教育水準の底上げを図ることができる。
- ・ 短答式に科目合格制を加えるなどの工夫で、社会人の方でも容易に挑戦できるようになる。
- ・ 社会的ステイタスがある正規公認会計士へ繋がる試験であるため、魅力を確保することが可能。
- ・ 公認会計士試験の枠内であるからこそ、試験品質を社会の第一線級に保つことができる(残念ながら、簿記検定などの中には公認会計士試験と異なる条件設定がなされていたり、極端に偏った論点が出題されることもあり、社会の一线で通用する会計資格とは言いがたい側面がある。会計基準の改正への対応も遅く、上場会社のみ義務付ける IFRS に対して早期に対応するとは思えない)。
- ・ 中間的資格者を有資格者とするにより、日本公認会計士協会の準会員(登録費や会費は軽減)とし、CPE 義務(単位数は軽減)を課し、会計スキルを永年に渡って維持させることができる。
- ・ 正規の公認会計士数を抑制できるので税理士との業際問題を改善できる。

デメリット

- ・ 中間的資格者(公認会計士に準じる者)を含めて総数の会計士人口を増加させることはできるが、欧米の一般的な会計士資格の仕組みとは乖離してしまう。
- ・ 短答式合格レベルの専門家に対する社会の評価がどのようになるか不明(高すぎれば企業は転職リスクを考へるし、低すぎれば採用時の評価情報として利用しない)。

備考

正規の公認会計士は原則として監査法人業界での就業を中心に考え、合格者の数については、監査業界との調整を経た上で決定することを制度として公表してもよいと考へる。

中間的資格制度を税理士試験にも連携(税法科目の合格で税理士試験合格)させることも可能。

② 上位資格案 **公認会計士：増加** **上位公認会計士：抑制**

公認会計士試験の合格者数は多い水準を維持するか、もしくは増やす方向としつつ、監査法人等に就職し企業監査を担う公認会計士について上位の監査プロフェッションとしての上級試験等を行い、合格者に新資格を付与する。

メリット	<ul style="list-style-type: none"> 米国の会計士制度に近い形で公認会計士人口を大幅に増やすことができる。資格の相互認証などの国際化を推進することができる。 公認会計士試験のレベルを下げ、合格しやすくすることで受験者を増やすことができる。 監査業界に就職できるかどうかも含めて、上位試験を目指すかどうかは自己責任となる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 仮に現状の試験レベルを維持すれば、学習に時間が掛かり負担が重すぎ、合格に苦労した分、高待遇を期待するため一般企業の採用条件ギャップの解消は困難である。また、上位会計士になれない者にとっては、結局、労多くして益少ない状況は解消できない。かといって試験レベルを大きく下げれば公認会計士の品質が低下する。 試験レベルを相当下げない限り、社会人が資格取得するのは非常に困難である。 上位になれない公認会計士が多数を占める訳で、現状の合格者たちと同様に一般企業で高待遇を受けられないのであれば、公認会計士の社会的ステイタスは相当低下し、受験者は減少する。 監査証明業務は公認会計士の独占業務であり、公認会計士数の増加は独占性の維持に背反するものであり、不当な監査証明を誘引する土壌を生む（悪貨が良貨を駆逐する虞がある）。 公認会計士数は増加するため、税理士との業際問題は致命的な状態となる。税理士登録ができなくなれば、監査法人等から独立開業する者が減り、余計に未就職問題を悪貨させることになる。 公認会計士資格の国際的相互認証には国益に対する大きなリスクがある。日本の大手監査法人が国際的ビックファームと対等に渡り合えるという確信が得られない限り、公認会計士業界の国際的開放は大きく国益を損なう可能性を孕んでいる。
備考	<p>既存の登録公認会計士は無条件で上位資格者となるのか追加試験を必要とするのか課題である。</p> <p>現行の実務補修修了考査を上位試験とする案もありうるが、正規の国家試験合格者に対し業界団体が既得権益確保のために勝手に登録規制を課しているとの感は否めない。</p>

③ 別資格案 **公認会計士：抑制** **新資格取得者：増加**

公認会計士とは別に、一般企業向けの会計人育成のため新資格を創設し、公認会計士試験は監査業界だけを中心に考え、平成 15 年改正前の状態に戻す。

メリット	<ul style="list-style-type: none"> 新しい資格制度は公認会計士という概念にとらわれることなく、一般企業の求める人材能力に沿った形で制度設計することができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> すでに簿記検定やビジネス検定が存在するにも関わらず、日本の大学生の就職において利用されていないのが現状である。別に新たな資格を創設してとしても、新資格は社会的地位が確立されていないので受験する魅力を醸成するには相当の努力と時間を要する。 資格取得者に対する継続的教育制度や登録更新制度を設けない限り、現状の各種資格のように、時限的な能力判定機能しか有さない資格になってしまう。

＜中間的資格案の具体例＞

